

障害者計画の改定について（案）

（1） 障害者計画の法的位置づけ

- ア 社会福祉法第107条（地域福祉計画）による地域福祉計画の一部
- イ 障害者基本法第9条第3項に定める市町村障害者計画
- ウ 障害者自立支援法第88条に定める市町村障害福祉計画

（2） 留意事項

- ア 地域福祉推進協議会の依頼に基づく検討部会である
- イ 昨年度策定した文京区基本構想・基本構想実施計画、その他の計画との整合性に留意する必要がある。
- ウ 障害者制度に関する国の動向を踏まえる必要がある。

（3） 改定に当たっての実態把握の方法

- ア 各種統計調査データ活用
- イ 6年前の障害者実態調査、3年前のインタビュー調査等の活用
- ウ 東京都の実施した「障害者の生活実態調査」の活用
- エ 関係団体・当事者等との意見交換、アンケート調査等の実施
- オ 地域自立支援協議会を始めとした関連機関との連携
- カ コンサルティング会社の活用

（4） 検討体制

計画案について地域自立支援協議会に意見を求めると共に、検討段階から連携し、当事者意見の反映等にも活用する。

（5） 障害者計画の構成

- ア 改定に当たって（改定の背景と趣旨、検討体制、構成、計画期間及び進行管理）
- イ 計画の考え方（基本理念、基本目標）
- ウ 現状と課題（障害者・障害児の現状、実態把握）
- エ 計画事業と目標（計画の目標、基本的考え方、計画の体系及び計画事業）

（6） 計画期間

平成24年度から平成26年度までの3年間とする。